

監査報告書

令和7年5月20日

社会福祉法人 松山隣保館

理事長 島津 諭 殿

監事 梅林哲次

監事 欠員

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監事監査項目自主点検表

| 項目 | 監査事項 | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|--------|--|--|--|----|---------------------|
| 定款 | 1 記載事項 | ○定款は、法令等に従い、必要事項が記載されており、事実と反するものとなっていないか。 | 法第31条第1項 | 適 | |
| | 2 法律等 | ○定款変更は所定の手続き(評議員会の特別決議等)を経て行われているか。 | 法第45条の36 | 適 | |
| | 3 細則 | ○定款に基づき細則を作成しているか。 | 定款例第40条 | 適 | |
| | 4 備置き閲覧 | ○(所轄庁認可等を受けた直近の)定款を主たる事務所に備え置いているか。また閲覧請求等があった場合適切に応じているか。 | 法第34条の2 | 適 | |
| 内部管理体制 | 5 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人※のみ) ○内部管理体制が理事会で決定されているか。内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 ※収益30億円以上または負債60億円以上の法人 | 法第45条の13第5項 | — | | |
| 評議員 | 6 選任方法適格性要件 | ○評議員は定款の定めるところにより評議員選任機関により選任され、その適格性要件、構成は適正であるか。(法人の適正な運営に必要な識見を有する者か/法40条に掲げる適格性のないものが選任されていないか/役員や職員ではないか/各評議員について、特殊の関係があるものが含まれていないか/各役員の特権関係者が含まれていないか/暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)等の反社会的勢力の者が含まれていないか) ○選任関係書類(就任承諾書、履歴書、誓約書等)が整備されているか。 | 法第39条、第40条、定款例第6条、審査基準第3の1 | 適 | |
| | 7 数、任期 | ○評議員の数(理事を超える数)、任期(4年以内、ただし定款で最長6年まで伸長可)は適切か。 | 法第39条、法第40条第3項、法第41条第1項 | 適 | |
| | 8 欠席 | ○欠席が継続している等、名目化、形骸化した評議員がいないか。 | 指導監査ガイドラインI3(1)2、審査基準第3の1 | 適 | 当該者は令和7年評議員会で任期終了予定 |
| | 9 欠員 | ○欠員が生じた場合、速やかに補充を行う等、適切に対応しているか(なお、欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまでなお評議員としての権利義務を有する)。 | 法第42条 | 適 | |
| | 10 補欠評議員 | ○補欠の評議員(定款で定めた評議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の評議員を選任しておくことができる。)の選任を行う場合、定款等に従い適切に選任しているか。 | 法第43条第2項 | 適 | |
| | 11 補欠評議員の任期 | ○補欠の評議員を選任するに当たって、任期満了前に評議員が退任し補欠評議員の任期を当該退任評議員の任期満了時までとする場合には、定款に当該事項を記載しているか。 | 法第41条第2項、定款例第7条 | 適 | |
| 評議員会 | 12 招集等 | ○評議員会の招集は適切か(招集通知を期限までに評議員に発しているか/招集通知に記載しなければならない事項(日時・場所・議題・議案の概要)は理事会の決議によっているか/招集手続を省略する場合は全員の同意を得ているか)。 ○また、評議員会において特定の事項について説明を求められた場合には、理事及び監事は適切に説明を行っているか。 | 法第45条の9第3項、第4項、第10項(一般法人法第181条～第183条準用)、法第45条の10 | 適 | |
| | 13 定時評議員会 | ○定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集、開催されているか。 ○定時評議員会は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保できているか(決議の省略の場合を除く)。 | 法第45条の9第1項 | 適 | |

| 項目 | 監査事項 | | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|------|------|-------------|---|--------------------------------------|----|--|
| 評議員会 | 14 | 開催 | ○定時評議員会以外の評議員会の開催(時期・回数等)は適切か(必要な場合に開催しているか)。 | 法第45条の9第2項 | 適 | |
| | 15 | 決議 | ○評議員会及び評議員会での決議(テレビ会議等を含む)は有効に成立しているか。(書面出席をしていないか/普通決議の際には定足数(議決に加わることができる評議員の過半数)及び決議要件(出席評議員の過半数の賛成)を満たしているか/特別決議の際には3分の2以上の決議要件を満たしているか/決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか) ○評議員会の決議を省略した場合には議事録を作成するとともに、評議員全員の意思表示の書面又は電磁的記録が主たる事務所に備え置かれているか。 | 法第45条の9第6項～第8項、第10項(一般法人法第194条準用) | 適 | |
| | 16 | 議事録(作成) | ○議事録が、書面又は電磁的記録をもって適切に作成されているか。(決議を省略した場合も必要。) | 法第45条の11第1項 | 適 | |
| | 17 | 議事録(備置き、閲覧) | ○評議員会の日から10年間議事録を主たる事務所に備え置いているか。評議員及び債権者からの閲覧・謄写請求があった場合、適切に対応しているか。 | 法第45条の11第2項～第4項 | 適 | |
| 理事 | 18 | 選任方法適格性要件 | ○理事は評議員会により選任され、その適格性要件、構成は適正であるか。(社会福祉事業の経営に関する識見を有する者・福祉に関する実情に通じている者・法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者が含まれているか/法40条に掲げる適格性のないものが選任されていないか/親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えていないか(ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人)/暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)等の反社会的勢力の者が含まれていないか) ○選任関係書類(就任承諾書、履歴書、誓約書等)が整備されているか。 | 法第43条、第44条、審査基準第3の1 | 適 | |
| | 19 | 数、任期 | ○理事の数(6名以上)、任期(2年以内、ただし定款で短縮可)は適切か。 | 法第44条第3項、法第45条 | 適 | |
| | 20 | 欠席 | ○欠席が継続している等、名目化、形骸化した理事がないか。 | 指導監査ガイドライン I 4(3)1、審査基準第3-3 | 適 | |
| | 21 | 欠員 | ○欠員が生じた場合、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しているか(なお、欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでなお役員としての権利義務を有する)。 | 法第45条の6第1項、法第45条の7第1項 | 適 | |
| | 22 | 補欠役員 | ○補欠の役員(定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任をすることができる)の選任を行う場合、定款等に従い適切に選任しているか。 | 法第43条第2項 | 適 | |
| | 23 | 理事長 | ○理事長は1名で、理事会で適正に選定しているか。 | 法第45条の13第2項第3号、第3項 | 適 | |
| | 24 | 業務執行運営 | ○理事長又は業務執行理事(理事長以外の理事から理事会で選定)が社会福祉法人の業務を執行し、理事会の決定に従って適切な法人・事業運営を行っているか。 | 法第45条の13第2項第1号、法第45条の16 | 適 | |
| 理事会 | 25 | 招集 | ○理事会の招集手続きは適切か(期限までに各理事及び各監事に対して招集を通知しているか/定款で定めた理事が招集を行っているか/招集手続を省略する場合は理事及び監事の全員の同意を得ているか)。 | 法第45条の14第1項～第3項、第4項(一般法人法第94条準用) | 適 | |
| | 26 | 開催 | ○理事会の開催(時期・回数等)は適切か(必要な場合に開催しているか)。 | 法第45条の13第4項、第45条の9第10項(一般法人法第181条準用) | 適 | |

| 項目 | 監査事項 | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|-----|--------------------|--|---|----|--|
| 理事会 | 27 決議 | ○理事会及び理事会の決議は有効に成立しているか。 (書面出席をしていないか/定足数(議決に加わることができる理事の過半数)及び決議要件(出席理事の過半数の賛成)を満たしているか/特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか) ○理事会での要議決事項(※)について、決議が行われているか。 ※評議員会の日時・場所・議題・議案の概要/理事長及び業務執行理事の選定及び解職/重要な役割を担う職員の選任及び解任/従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止/内部管理体制の整備/競業及び利益相反取引の承認/計算書類及び事業報告等の承認/役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。)/役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定(更新含む)/その他重要な業務執行の決定など ○定款の定めにより理事会の決議を省略した場合には議事録を作成するとともに、理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が主たる事務所に備え置かれているか | 法第45条の13第4項、第45条の9第10項(一般法人法第181条準用)、法第45条の14第4項、第5項、第9項(一般法人法第96条準用) | 適 | |
| | 28 理事への権限の委任 | ○理事に委任できない事項(※)が理事等に委任されていないか。(理事会で決定する必要がある。) ※重要な財産の処分及び譲り受け/多額の借財/重要な役割を担う職員の選任及び解任/内部管理体制の整備など ○理事に委任される範囲が明確になっているか。 | 法第45条の13第4項、指導監査ガイドライン I 6(1)3 | 適 | |
| | 29 業務執行状況の報告 | 理事長及び業務執行理事は、3月に1回(定款で別段の定め(毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上)可)、自己の職務の執行状況を理事会へ報告しているか。 | 法第45条の16第3項 | 適 | |
| | 30 議事録(署名又は記名押印) | ○議事録が書面で作成されているときは、出席した理事(定款で理事長と定めた場合は理事長)及び監事はこれに署名し、または記名押印しているか。 | 法第45条の14第6項 | 適 | |
| | 31 議事録(備置き、閲覧) | ○理事会の日から10年間議事録を主たる事務所に備え置いているか。 ○評議員・債権者(※)からの閲覧・謄写請求があった場合に、適切に対応しているか。(※理事又は監事の責任を追究するため必要があるとき、裁判所の許可を得た場合に限る。) | 法第45条の15第1項～第4項 | 適 | |
| 監事 | 32 選任方法適格性要件 | ○監事は、その選任に際して監事の過半数の同意を得たうえで、評議員会により選任され、その適格性要件、構成は適正であるか。(社会福祉事業について識見を有する者か/財務管理について識見を有する者か/各役員の特種関係者/暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)等の反社会的勢力の者が含まれていないか) ○選任関係書類(就任承諾書、履歴書、誓約書等)が整 | 法第43条第1項、第3項、第44条第5項、7項 | 適 | |
| | 33 数、任期 | ○監事の数(2名以上)、任期(2年以内、ただし定款で短縮可)は適切か。 | 法第44条第3項、第45条 | 適 | |
| | 34 理事会への出席義務、理事の監査 | ○毎回の理事会に出席(義務)するとともに、理事の職務の執行を適切に監査しているか。(必要な場合には、理事及び職員に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することが可能) | 法第45条の18第2項、第3項 | 適 | |
| | 35 監査報告 | ○監査報告に必要な事項が記載されているか。 ○期限までに特定理事に監査報告の内容を通知しているか。 | 法第45条の28第1項 | 適 | |
| | 36 監事及び会計監査人選任、解任 | ○評議員会に提出する監事の選任に関する議案の提出(監事の過半数の同意)、評議員会に提出する会計監査人の選任及び再任に関する議案の内容の決定(監事の過半数の同意)、会計監査人の解任(監事の過半数の同意又は(定款で定めた場合)監事全員の同意)手続きを適切に行っているか。 | 法第43条第3項(一般法人法第72条、第73条準用) | 適 | |

| 項目 | 監査事項 | | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|-----------------|------|-------------|---|--------------------------------|----|--|
| 監事 | 37 | 欠席 | ○理事会への欠席が継続している等、名目化・形骸化した監事がいないか。 | 審査基準第3の1(3)、指導監査ガイドライン15(2)2 | 適 | |
| | 38 | 欠員 | ○定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しているか。 | 法第45条の7第2項 | 適 | |
| | 39 | 補欠役員 | ○補欠の役員(定款で定めた役員の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠の役員を選任をすることができる)の選任を行う場合、定款等に従い適切に選任しているか。 | 法第43条第2項 | 適 | |
| 会計監査人(設置している場合) | 40 | 設置義務定款 | ○特定社会福祉法人は会計監査人を置いているか、会計監査人を置く(任意設置を含む)場合には、その旨を定款に記載しているか。 | 法第36条第2項、第37条 | — | |
| | 41 | 選任方法適格性要件 | ○会計監査人の選任に際して、監事の過半数の同意を得たうえで、評議員会により選任され、その適格性要件は適正であるか。(公認会計士又は監査法人であるか/監査法人の場合は職務を行うべき者の通知を受けているか) | 法第45条の2 | — | |
| | 42 | 任期 | ○任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終了の時(再任制度)となっているか。 | 法第45条の3 | — | |
| | 43 | 会計監査 | ○法人の計算書類及び附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を適切に作成しているか。 | 法第45条の19第1項、第2項 | — | |
| 責任・報酬等(役員等共通) | 44 | 報酬(基準、規程) | ○報酬等の支給基準について評議員会の承認を得ているか。(定款に役員及び評議員の報酬を無報酬と定めた場合を除く。)○民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理状況その他の事情を考慮し、不当に高額なものとなっていないか。 | 法第45条の35第1項、第2項 | 適 | |
| | 45 | 報酬(支給) | ○実際に、評議員会の承認を得た基準に従った役員報酬、評議員報酬等が支給されているか。 | 法第45条の35第3項 | 適 | |
| 計算書類等 | 46 | 作成、保存 | ○毎会計年度終了後3月以内に、計算書類・事業報告・附属明細書を作成し、作成時から10年間、計算書類及びその附属明細書を保存しているか。 | 法第45条の27第2項、第4項 | 適 | |
| | 47 | 監事監査会計監査 | ○計算書類、事業報告、これらの附属明細書、財産目録について、監事監査を受け(会計監査人設置法人については、計算書類及び財産目録について会計監査人の会計監査を受け)、理事会での報告、承認等を受けているか。 | 法第45条の28、第45条の31、施行規則第2条の40第2項 | 適 | |
| | 48 | 評議員への提供 | ○理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、上記の承認を受けた計算書類・事業報告・財産目録・監事監査報告(会計監査報告)を評議員に提供しているか。 | 法第45条の29、施行規則第2条の38第2項 | 適 | |
| | 49 | 評議員会の承認、報告等 | ○評議員会において、計算書類については承認を受け(会計監査人設置法人については報告で足りる)、事業報告については理事による報告を行っているか | 法第45条の30、法第45条の31 | 適 | |
| | 50 | 備置き閲覧 | ○計算書類等(計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告、会計監査報告)を、定時評議員会の日から2週間前の日から、5年間主たる事務所に備え置いているか。また、これらについて閲覧請求があった場合に、適切に対応しているか。 | 法第45条の32 | 適 | |
| | 51 | 備置き閲覧 | ○財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準、現況報告書、事業計画書、収支予算書、社会福祉充実残額算定シート)について、毎会計年度終了後3月以内に作成し、5年間主たる事務所に備え置いているか。また、これらについて閲覧請求があった場合に、適切に対応しているか。 | 法第45条の34第1項～第4項定款例第31条 | 適 | |

| 項目 | 監査事項 | | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|--------|------|---------------|---|--|----|--|
| 計算書類等 | 52 | 所轄庁への届出 | ○計算書類等(計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告、会計監査報告)、財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準、現況報告書、事業計画書、社会福祉充実残額算定シート、社会福祉充実計画(作成している場合のみ))について、所轄庁への届出を行っているか。 | 法第59条、第45条の32第1項、第45条の34第1項、2項、定款例第31条 | 適 | |
| | 53 | 公表 | ○次の事項を公表しているか(所轄庁認可を受けた直近のもの)／(評議員会の承認を受けた)報酬等の支給基準／計算書類／役員等名簿／現況報告書(個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)／社会福祉充実計画(作成している場合のみ) | 法第59条の2第1項、施行規則第10条 | 適 | |
| 事業一般 | 54 | 定款 | ○定款に記載すべき事業が記載され、当該事業が適切に行われているか。 | 法第31条第1項第3号、定款例第1条、審査基準第1 | 適 | |
| | 55 | 地域公益取組 | ○「地域における公益的な取組」の実施に努めているか。 | 法第24条第2項 | 適 | |
| 社会福祉事業 | 56 | 事業実施 | ○法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 ○社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。 | 法第22条、第26条第1項、審査基準第1の1(1) | 適 | |
| | 57 | 資産 | ○社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。 | 法第25条、審査基準第2の1、2の(1)、審査要領第2 | 適 | |
| 公益事業 | 58 | 事業実施 | ○社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。 ○公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ○公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | 法第26条第1項 | 適 | |
| 収益事業 | 59 | 事業実施 | ○社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 ○収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ○法人が行う事業として法令上認められるものであるか。 | 法第26条、審査基準第1の3、審査要領第1の3 | — | |
| 人事 | 60 | 施設長等 | ○施設長等重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 | 法第45条の13第4項第3号、審査基準第3の7(7) | 適 | |
| | 61 | 職員 | ○(施設長等以外の)職員の任免が適正に行われているか。 | 定款例第22条第3項、審査基準第3の7(7) | 適 | |
| | 62 | 規程 | ○就業規則、給与規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 | 労働基準法第89条 | 適 | |
| | 63 | 研修 | ○職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。 | 法第90条第1項 | 適 | |
| 資産管理 | 64 | 財産 | ○法人の所有する財産がすべて財産目録に記載され、登記も行われているか。また、定款記載財産が財産目録と登記簿に合致しているか。 | 会計基準第31条、施行規則第2条第4項、指導監督徹底通知5(6)ウ | 適 | |
| | 65 | 権利設定 | ○不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合、地上権又は賃借権の登記が適正になされているか。 | 審査基準第2の1(1) | 適 | |
| | 66 | 基本財産(定款、管理運用) | ○法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産はすべて基本財産とし、定款に記載されているか。また、基本財産及びその他財産の管理運用は安全な方法で行われているか。 | 審査基準第2の2(1)、第2の3(1)～(2) | 適 | |
| | 67 | 処分、担保 | ○基本財産を理事会決議及び評議員会決議、所轄庁の承認を得ずに処分し、貸与し又は担保に供している事実はないか。 | 定款例第29条、審査基準第2の2(1)ア | 適 | |

| 項目 | 監査事項 | | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|------|----------------|---|--|-------------------------------|----|--|
| 会計管理 | 68 | 規程 | ○経理規程を、会計基準等の関係法令に沿って不備なく適正に制定し、規程に沿った会計処理が行われているか。 | 運用上の留意事項1(4) | 適 | |
| | 69 | 責任者 | ○会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配意した体制とされているか。 | 運用上の留意事項1(1)、(2) | 適 | |
| | 70 | 予算 | ○予算は定款及び経理規程の定めに従い適正に編成され、執行されているか(年度開始前に理事長において編成され、定款の定めに従い、理事会の承認又は理事会の決議を経て評議員会の承認を得て作成されているか)。 | 定款例第10条、第31条 | 適 | |
| | 71 | 予算(補正) | ○予算の執行に当たって変更を加えるとき(補正予算)は、定款の定めに従い、あらかじめ理事会の承認又は理事会の決議を経て評議員会の承認を得ているか。 | 定款例第31条 | 適 | |
| | 72 | 会計帳簿(作成) | ○すべての拠点区分について、下記の会計帳簿が整備されているか。 仕訳日記帳/総勘定元帳/その他経理規程等に定められた会計帳簿 | 運用上の留意事項2(3)、会計基準第2条 | 適 | |
| | 73 | 会計帳簿(保存、閲覧) | ○会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しているか。また、評議員会から会計帳簿の閲覧請求があった場合や、裁判所の申立て、職権による提出の命令があった場合には適切に対応しているか。 | 法第45条の24、第45条の25、第45条の26 | 適 | |
| | 74 | 会計の区分 | ○会計は適切に区分(事業区分(社会福祉事業、公益事業、収益事業)、拠点区分、サービス区分)されているか。 | 会計基準第10条 | 適 | |
| | 75 | 収入、支出 | ○収入、支出の会計処理は、会計基準及び経理規程に基づき適正に行われているか。 | 定款例第34条、運用上の留意事項1(4) | 適 | |
| | 76 | 資金移動 | ○資金移動にかかる処理は適正に行われているか。 | 運用上の留意事項11 | 適 | |
| | 77 | 1年基準 | ○1年基準が適用されている科目(設備資金借入金、長期運営資金借入金、リース債務等)について、適切に振替が行われているか。 | 会計基準第13条、運用上の取扱い6、運用上の留意事項24イ | 適 | |
| | 78 | 内部取引 | ○内部取引の相殺消去が適切に行われているか。 | 会計基準第11条 | 適 | |
| | 79 | 注記 | ○法人全体及び各拠点区分ごとの注記を適切に作成しているか。 法人全体の注記に「15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」(※省略不可)を記載しているか。 | 会計基準第29条 | 適 | |
| | 80 | 貸借対照表/事業活動計算書 | ○貸借対照表の次期繰越活動増減差額と、事業活動計算書の次期繰越活動増減差額の金額が一致していることを確認したか。 | 会計基準第22条第6項、第26条第2項 | 適 | |
| | 81 | 貸借対照表/資金収支計算書 | ○貸借対照表の「流動資産－流動負債」(1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられていたもの、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く)を除く)の金額と、資金収支計算書の当期末支払資金残高とが一致していることを確認したか。 | 会計基準第13条、第16条第4項 | 適 | |
| 82 | 貸借対照表(積立金等) | ○純資産の部の〇〇積立金と、資産の部、その他の固定資産の「〇〇積立資産」との関係について確認したか(両者は一致しているか。〇〇積立資産の方が多い場合(〇〇積立資産は計上されているが対応する〇〇積立金の計上が全くない場合を含む)には、当該超過相当額については資金管理上の理由等で積立資産を保有している場合に該当するか)。 | 運用上の留意事項19(1) | 適 | | |
| 83 | 貸借対照表(対前年度末比較) | ○前年度末と当年度末の貸借対照表の金額を比較し、金額の大幅な増減があった場合、責任者等に質問を行い、合理的であると確認したか。 | 会計基準第25条 | 適 | | |

| 項目 | 監査事項 | | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|------|------|-----------------------|---|---|----|--|
| 会計管理 | 84 | 資金収支 (予算・実績 比較) | ○資金収支計算書の予算と実績を比較し、金額の大幅な増減があった場合、責任者に質問等を行い合理的であると確認したか。また、予算外の新たな義務の負担や権利放棄等について、定款の定めに従い、あらかじめ理事会の審議を得ていることを確認したか。 | 会計基準第16条 第6項 | 適 | |
| | 85 | 現金 | ○現金は安全確実な方法で運用管理され、保管責任者は明確か。また、貸借対照表の現金残高について、決算日現在の金銭残高金種別表で、出納担当以外の者による実査が実施されていることを確認したか。 | 審査基準第2の3 (2)、運用上の留意事項1 | 適 | |
| | 86 | 預金等 | ○すべての通帳、当座預金照合表、預金証書等を入手し、決算日現在の残高がすべて貸借対照表に計上されていることを確認したか(残高ゼロ確認も含む)。 | 運用上の留意事項1 | 適 | |
| | 87 | 未収金 | ○未収金の回収が適切に行われているか。また、長期化している未収金について実態を把握し、徴収不能となった場合には適切な会計処理が行われているか。 | 会計基準第4条第 4項 | 適 | |
| | 88 | 預金有価証券 | ○全ての預金、有価証券が法人名義になっており、管理運用は安全な方法で行われているか(時価等の著しい下落や、ハイリスクのものはないか)。 | 審査基準第2の3 (1) | 適 | |
| | 89 | 寄附金 | ○寄附金台帳及び寄附申込書により、寄附金品の募集・受け入れが適正に行われていることを確認したか。 | 運用上の留意事項9、指導監査徹底通知5(4)エ | 適 | |
| | 90 | 借入金 | ○法人の借入れが事業運営上の必要によりなされたもので、借入金及び償還計画は、理事会(評議員会の決議事項とした場合は理事会及び評議員会)の議決を得ているか。 ○借入金の償還財源は適正か。 | 法第45条の13第4 項第2号、法第45 条の8第2項、運用 上の留意事項8 | 適 | |
| | 91 | 贈与 | ○贈与契約は適正に履行しているか。 | 運用上の留意事項9、指導監査徹底通知5(4)エ | 適 | |
| | 92 | 退職給付引当金 | ○退職一時金に係る債務について、適正な額が退職給付引当金として計上されているか。 | 運用上の留意事項18(3)、21 | 適 | |
| | 93 | 預り金 | ○利用者からの預り金について、別会計(将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭については除く)での適正な経理が行われているか。 ○責任者に質問を行い、管理・報告が適正であることを確認したか。 | 運用上の留意事項1の(3)、指導監査徹底通知5(4)エ | 適 | |
| | 94 | 運営費等 | ○社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。 | 指導監査ガイドラインII 2-1 | 適 | |
| | 95 | 人件費 | ○給与台帳に記載されている職員が実在し、出勤簿の出勤状況、源泉徴収及び社会保険納付状況も合わせて確認したか。 | 指導監査徹底通知5(3)ア | 適 | |
| | 96 | 契約 | ○契約は、雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号通知に定められた方法によって適正に行われているか。 | 入札契約等の取扱い | 適 | |
| | 97 | 随意契約 | ○価額による随意契約を締結する場合には、複数業者間での比較等を行い、合理的理由をもって契約を行っているか。 | 入札契約等の取扱い1(4) | 適 | |
| その他 | 98 | 登記事項 | ○登記事項について変更があった場合、変更登記を行っているか。(資産の総額は毎年6月末日まで。その他の登記事項に変更が生じた場合(理事長の変更(重任含む)等)は2週間以内。) | 組合等登記令第3 条第1項 | 適 | |
| | 99 | 安全対策 | ○防災設備の点検整備、火災の予防、避難訓練等を十分に行い、非常災害の際の利用者の安全確保のための措置を講じているか。 | 指導監査徹底通知5(5) | 適 | |

| 項目 | 監査事項 | | 根拠 | 適否 | 内容 | |
|-----|------|-----------|---|------------------------|----|--|
| その他 | 100 | 情報提供 | ○法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況について関係者(利用者、地域住民等)に対する情報提供が適切に行われているか。 | 法第75条第1項、法第59条の2第1項第3号 | 適 | |
| | 101 | サービスの質の向上 | ○福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 | 法第78条第1項 | 適 | |
| | 102 | サービス苦情対応 | ○福祉サービスに関する苦情解決の取組(第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表)が行われているか。 | 法第82条 | 適 | |
| | 103 | 印鑑等 | ○法人及び法人代表者の印鑑は適切に管理されているか。 | 指導監査徹底通知5(6)エ | 適 | |

本自主点検表を、作成いたしました。

| 職名 | 施設責任者の署名 |
|----|----------|
| 所長 | 弓達 香樹 |

本自主点検表を、作成いたしました。

| 職名 | 施設責任者の署名 |
|----|----------|
| 園長 | 岩本 文子 |

本自主点検表を、作成いたしました。

| 職名 | 施設責任者の署名 |
|----|----------|
| 園長 | 宮内 京子 |

本自主点検表に関しては、確かに確認しました。

| 職名 | 署名 | 確認年月日 |
|--------|-------|-----------|
| 業務執行理事 | 栗林 昇司 | 令和7年5月19日 |

本自主点検表に関しては、確かに確認しました。

| 職名 | 署名 | 確認年月日 |
|-----|------|-----------|
| 理事長 | 島津 諭 | 令和7年5月19日 |

1. 法人基本情報

| | | | | | |
|---|---|-------------------|--------------------------|--------------------|-------------------|
| (1)都道府県区分 38 愛媛県 | (2)市町村区分 201 松山市 | (3)所轄庁区分 38201 | (4)法人番号 1500005000885 | (5)法人区分 01 一般法人 | (6)活動状況 01 運営中 |
| (7)法人の名称 松山隣保館 | | | | | |
| (8)主たる事務所の住所 愛媛県 | (10)主たる事務所のFAX番号 松山市 | | (11)従たる事務所の有無 1 有 | | |
| (9)主たる事務所の電話番号 089-946-5110 | (10)主たる事務所のFAX番号 松山市 | | (11)従たる事務所の有無 1 有 | | |
| (12)従たる事務所の住所 愛媛県 | (14)法人のメールアドレス maruyamasou@ehime.email.ne.jp | | | | |
| (13)法人のホームページ http://www.rinpokan.or.jp/ | (15)法人の設立認可年月日 昭和27年5月20日 | | | | |
| (15)法人の設立認可年月日 昭和27年5月20日 | (16)法人の設立登記年月日 昭和17年11月27日 | | | | |

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

| | | | | | |
|------------------|----------------|---|----------------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1)評議員の定員 7~8 | (2)評議員の現員 7 | (3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 59,775 | | | |
| (3-1)評議員の氏名 | (3-2)評議員の職業 | (3-3)評議員の任期 | (3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況 | (3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況 | (3-7)前会計年度における評議員会への出席回数 |
| 松本瞳 | 無 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 1 |
| 山下玉美 | 無 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 1 |
| 松友真弓 | 無 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 1 |
| 川内英規 | 無 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 0 |
| 赤松寛彦 | 接骨院経営 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 1 |
| 小西格 | 無 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 1 |
| 石丸睦子 | 無 | R3.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 無 | 2 無 | 1 |

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---|----------------|--------------------------|------------|---------------------|------------|---------------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| (1)理事の定員 6 | (2)理事の現員 6 | (3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 10,783,156 | 2 特例無 | | | | | | | | |
| (3-1)理事の氏名 | (3-2)理事の役職(注) | (3-3)理事長への就任年月日 | (3-4)理事の常勤・非常勤 | (3-5)理事選任の評議員会議決年月日 | (3-6)理事の職業 | (3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 | (3-8)理事の任期 | (3-9)理事要件の区分別該当状況 | (3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無 | (3-11)理事報酬等の支給形態 | (3-13)前会計年度における理事会への出席回数 |
| 島津諭 | 1 理事長 | 平成28年10月25日 | 2 非常勤 | 令和5年6月22日 税理士 | | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 1 社会福祉事業の経営に関する意見を有する者 | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 3 |
| 園田順二 | 3 その他理事 | R5.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 非常勤 | 令和5年6月22日 医師 | | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者 | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 2 |
| 栗林昇司 | 2 業務執行理事 | R5.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 1 常勤 | 令和5年6月22日 丸山荘職員 | | 2 無 | 2 職員給与のみ支給 | 1 常勤 | 令和5年6月22日 丸山荘職員 | 3 職員給与のみ支給 | 2 無 |
| 中道智恵 | 3 その他理事 | R5.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 非常勤 | 令和5年6月22日 無 | | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 1 社会福祉事業の経営に関する意見を有する者 | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 3 |
| 弓達秀樹 | 3 その他理事 | R5.6.22 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 1 常勤 | 令和5年6月22日 丸山荘所長 | | 2 無 | 2 無 | 3 施設の管理者 | 2 無 | 3 職員給与のみ支給 | 3 |
| 尾崎富士夫 | 3 その他理事 | R6.6.24 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 2 非常勤 | 令和6年6月24日 特別養護老人ホーム施設長 | | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者 | 2 無 | 2 理事報酬のみ支給 | 1 |

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

| | | | |
|---------------|----------------------------|--|---------------------|
| (1)監事の定員 2 | (2)監事の現員 2 | (3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 82,650 | |
| (3-1)監事の氏名 | (3-2)①監事の職業 | (3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況 | (3-3)監事選任の評議員会議決年月日 |
| 梅林哲次 | 税理士 | 2 無 | 令和5年6月22日 |
| 大西高史 | 無 | 2 無 | 令和6年6月24日 |
| | R6.6.24 ~ 令和7年定時評議員会終結の時まで | 3 社会福祉事業に識見を有する者(その他) | 1 |

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

| | | | | |
|------------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| (1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名) | (1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円) | (1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無 | (2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名) | (2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円) |
| | | | | |

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

| | | | | | | |
|----------------|-----------|----|-----------|-----|----------|-----|
| (1)法人本部職員の人数 | ①常勤専従者の実数 | 0 | ②常勤兼務者の実数 | 1 | ③非常勤者の実数 | 0 |
| | | | 常勤換算数 | 0.1 | 常勤換算数 | 0.0 |
| (2)施設・事業所職員の人数 | ①常勤専従者の実数 | 81 | ②常勤兼務者の実数 | 1 | ③非常勤者の実数 | 21 |
| | | | 常勤換算数 | 0.1 | 常勤換算数 | 0.7 |

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

| | | |
|---------------------|---------------------------------|---|
| (1)評議員会ごとの評議員会開催年月日 | (2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数 | (3)評議員会ごとの決議事項 |
| 令和6年6月24日 | 評議員 6 理事 4 監事 2 会計監査人 | 令和5年度事業報告の件、令和5年度決算承認(計算書類・財産目録の承認)の件、理事1名及び監事1名の選任の件 |

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

| (1)理事会ごとの理事会開催年月日 | (2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数 | | (3)理事会ごとの決議事項 |
|-------------------|----------------------|----|--|
| | 理事 | 監事 | |
| 令和6年6月7日 | 4 | 2 | 令和5年度事業報告の件、令和5年度決算報告の件、救護施設丸山荘職員給与と規則一部改正の件、松山隣保館保育園職員給与と規則一部改正の件、愛光保育園職員給与と規則一部改正の件、救護施設丸山荘臨時職員等給与と規則一部改正の件、松山隣保館保育園臨時職員等給与と規則一部改正の件、愛光保育園臨時職員等給与と規則一部改正の件、救護施設丸山荘給食業務委託事業の業務委託料（賞書）変更契約締結の件、役員補欠候補者選定の件、定時評議員会の招集の件、理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告 |
| 令和6年12月5日 | 6 | 2 | 救護施設丸山荘職員給与と規則一部改正の件、松山隣保館保育園職員給与と規則一部改正の件、愛光保育園職員給与と規則一部改正の件、救護施設丸山荘臨時職員等給与と規則一部改正の件、松山隣保館保育園臨時職員等給与と規則一部改正の件、愛光保育園臨時職員等給与と規則一部改正の件、金銭消費貸借契約締結（更新）の件、令和6年度会計補正予算の件、理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告 |
| 令和7年3月18日 | 5 | 1 | 社会福祉法人松山隣保館職員育児・介護休業等に関する規則一部改正の件、役員等の賠償責任補償保険契約締結の件、令和6年度会計補正予算の件、社会福祉法人松山隣保館中・長期計画の件、令和7年度事業計画の件、令和7年度会計当初予算の件、理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告 |

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

| | |
|------------------------------|------|
| (1)監事監査を実施した監事の氏名 | 梅林哲次 |
| (2)監査報告により求められた改善すべき事項 | 特になし |
| (3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応 | 特になし |

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

| ①-1拠点区分コード分類 | ①-2拠点区分名称 | ①-3事業類型コード分類 | ①-4実施事業名称 | | | | ②事業所の名称 | | | | | | |
|--------------|-------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|-----------|------------------------|
| | | ③事業所の所在地 | | | | | | | ④事業所の土地の保有状況 | ⑤事業所の建物の保有状況 | ⑥事業所単位での事業開始年月日 | ⑦事業所単位の定員 | ⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年) |
| | | ⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上) | | | | | | | | | | | |
| | | ア 建設費 | (ア) 建設年月日 | (イ) 自己資金額(円) | (ウ) 補助金額(円) | (エ) 借入金額(円) | (オ) 建設費合計額(円) | ウ 延べ床面積 | | | | | |
| | | イ 大規模修繕 | (ア) - 1 修繕年月日(1回目) | (ア) - 2 修繕年月日(2回目) | (ア) - 3 修繕年月日(3回目) | (ア) - 4 修繕年月日(4回目) | (ア) - 5 修繕年月日(5回目) | (イ) 修繕費合計額(円) | | | | | |
| 001 | 本部 | 00000001 | 本部経理区分 | | | | 法人本部 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 南江戸6丁目1697番地 | | 3 自己所有 | 3 自己所有 | 昭和27年5月20日 | 0 | 0 | | | |
| | | ア建設費 | | | | | | 0 | 0.000 | | | | |
| | | イ大規模修繕 | | | | | | | | | | | |
| 002 | 救護施設丸山荘 | 01010101 | 救護施設 | | | | 救護施設丸山荘 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 南江戸6丁目1697番地 | | 3 自己所有 | 3 自己所有 | 昭和37年3月1日 | 145 | 1,789 | | | |
| | | ア建設費 | 昭和59年2月28日 | 173,301,980 | 731,710,903 | | | 905,012,883 | 6,074,410 | | | | |
| | | イ大規模修繕 | 平成17年3月31日 | 平成23年3月1日 | 平成30年3月15日 | | | | 167,580,343 | | | | |
| 003 | 保育所松山隣保館保育園 | 02091201 | 保育所 | | | | 松山隣保館保育園 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 味酒町2丁目14-3 | | 1 行政からの賃借等 | 3 自己所有 | 昭和23年9月3日 | 105 | 1,434 | | | |
| | | ア建設費 | 平成2年2月28日 | 188,167,195 | 61,312,697 | | | 249,479,892 | 1,028,730 | | | | |
| | | イ大規模修繕 | 平成13年11月20日 | 平成21年3月19日 | 令和2年3月30日 | | | | 22,228,404 | | | | |
| 004 | 保育所愛光保育園 | 02091201 | 保育所 | | | | 愛光保育園 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 愛光町9-8 | | 1 行政からの賃借等 | 3 自己所有 | 昭和53年4月1日 | 92 | 1,140 | | | |
| | | ア建設費 | 昭和53年2月28日 | 21,130,465 | 39,751,102 | | | 60,881,567 | 657,720 | | | | |
| | | イ大規模修繕 | 平成15年1月31日 | | | | | | 49,133,984 | | | | |

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

| ①-1拠点区分コード分類 | ①-2拠点区分名称 | ①-3事業類型コード分類 | ①-4実施事業名称 | | | | ②事業所の名称 | | | | | | |
|--------------|---------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|-----------|------------------------|
| | | ③事業所の所在地 | | | | | | | ④事業所の土地の保有状況 | ⑤事業所の建物の保有状況 | ⑥事業所単位での事業開始年月日 | ⑦事業所単位の定員 | ⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年) |
| | | ⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上) | | | | | | | | | | | |
| | | ア 建設費 | (ア) 建設年月日 | (イ) 自己資金額(円) | (ウ) 補助金額(円) | (エ) 借入金額(円) | (オ) 建設費合計額(円) | ウ 延べ床面積 | | | | | |
| | | イ 大規模修繕 | (ア) - 1 修繕年月日(1回目) | (ア) - 2 修繕年月日(2回目) | (ア) - 3 修繕年月日(3回目) | (ア) - 4 修繕年月日(4回目) | (ア) - 5 修繕年月日(5回目) | (イ) 修繕費合計額(円) | | | | | |
| 005 | 児童クラブの経営 | 04330201 | 児童クラブの経営 | | | | 愛光保育園 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 愛光町9-8 | | 1 行政からの賃借等 | 3 自己所有 | 平成13年4月1日 | 20 | 2,557 | | | |
| | | ア建設費 | | | | | | 0 | | | | | |
| | | イ大規模修繕 | | | | | | | | | | | |
| 006 | 認定生活困窮者就労訓練事業 | 04330301 | 認定生活困窮者就労訓練事業 | | | | 救護施設丸山荘 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 南江戸6-1697 | | 3 自己所有 | 3 自己所有 | 平成29年10月1日 | 3 | 1 | | | |
| | | ア建設費 | | | | | | 0 | | | | | |
| | | イ大規模修繕 | | | | | | | | | | | |
| 005 | 児童クラブの経営 | 04330201 | 児童クラブの経営 | | | | 松山隣保館保育園 | | | | | | |
| | | 愛媛県 | 松山市 | 味酒町2丁目14-3 | | 1 行政からの賃借等 | 3 自己所有 | 令和2年4月1日 | 20 | 1,478 | | | |
| | | ア建設費 | | | | | | 0 | | | | | |
| | | イ大規模修繕 | | | | | | | | | | | |

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

| ①-1拠点区分コード分類 | ①-2拠点区分名称 | ①-3事業類型コード分類 | ①-4実施事業名称 | | | | ②事業所の名称 | | | | | | |
|--------------|-----------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|-----------|------------------------|
| | | ③事業所の所在地 | | | | | | | ④事業所の土地の保有状況 | ⑤事業所の建物の保有状況 | ⑥事業所単位での事業開始年月日 | ⑦事業所単位の定員 | ⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年) |
| | | ⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上) | | | | | | | | | | | |
| | | ア 建設費 | (ア) 建設年月日 | (イ) 自己資金額(円) | (ウ) 補助金額(円) | (エ) 借入金額(円) | (オ) 建設費合計額(円) | ウ 延べ床面積 | | | | | |
| | | イ 大規模修繕 | (ア) - 1 修繕年月日(1回目) | (ア) - 2 修繕年月日(2回目) | (ア) - 3 修繕年月日(3回目) | (ア) - 4 修繕年月日(4回目) | (ア) - 5 修繕年月日(5回目) | (イ) 修繕費合計額(円) | | | | | |
| | | イ大規模修繕 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| | イ 大規模修繕 | (ア) - 1 修繕年月日 (1 回目) | (ア) - 2 修繕年月日 (2 回目) | (ア) - 3 修繕年月日 (3 回目) | (ア) - 4 修繕年月日 (4 回目) | (ア) - 5 修繕年月日 (5 回目) | (イ) 修繕費合計額 (円) |
|--|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に5類に移行した。当法人には大きな影響はなく、本年も安定した事業運営であった。松山隣保館保育園西側国有地購入に係る借入金の返済に対して、金銭消費貸借契約を更新した。中長期計画の元で、各施設に対して節約俟約を実行するよう要請し、経費の削減に努めた結果、計画通りの返済ができています。救護施設には事業を適切に継続運営できるよう、入所者の命と健康を守るために新型コロナウイルス感染症対策を優先した事業運営に努めた。認定こども園には、両園ともに新たな園長が就任したが、特に大きな問題もなく、新型コロナウイルス感染症対策を優先した事業運営に徹底し、充実した保育サービスが提供できるよう支援した。各施設の職員に対しては、施設運営の安定化健全化に理解を求め、就業規則や給与規則の改正等を実施し、前年度に引き続き終業内容及び給与水準の向上が図られた。

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

| ①取組類型コード分類 | ②取組の名称 | ③取組の実施場所(区域) |
|---|---|-------------------------|
| | ④取組内容 | |
| 地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援） | 一時保護事業 | 救護施設丸山荘 |
| | ホームレスや犯罪被害者・DV被害者等、緊急で身の安全を確保する必要のある者に対する緊急一時保護事業 | |
| 地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援） | 体験入所事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 救護施設入所希望者に対する体験入所事業 | |
| 地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援） | 生活困窮者等相談支援事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 生活困窮者や生活保護制度の狭間にある者、DV被害者等からの相談支援事業 | |
| 地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援） | 地域生活移行支援事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 地域生活へ移行した施設退所者本人及びその家族への継続支援事業 | |
| 地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援） | 見守り等支援事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 地域の単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯を対象とした見守り支援事業及び激励訪問事業 | |
| 地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援） | 会食等機会の提供事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 地域単身高齢者世帯への会食等の機会の提供事業 | |
| 地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供） | 日中活動支援・会食等機会の提供事業 | 松山隣保館保育園、園愛光保育園 |
| | 日中を一人で過ごす時間の多い家庭の子どもに対する活動支援事業及び会食等の機会の提供事業 | |
| 地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり） | 災害時等地域支援連携づくり事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 地域の障害者や高齢者、地域生活において支援を受けている者への災害時等の地域支援連携づくり事業 | |
| 地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり） | 交流活動事業及び交流の場提供事業 | 救護施設丸山荘、松山隣保館保育園、園愛光保育園 |
| | 子育て家庭や高齢者等地域住民のための交流活動事業及び交流の場提供事業 | |
| 地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援） | 育児子育て相談支援事業 | 松山隣保館保育園、園愛光保育園 |
| | 子育て支援のための育児子育て相談支援事業 | |
| 地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動） | 交流活動事業及び交流の場提供事業 | 救護施設丸山荘 |
| | 地域の高齢者等の「憩いの場」提供事業 | |

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

| ①事業名 | ②事業種別 | ④事業内容（記述） | ⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円） | ⑥⑤のうち会計年度以降の合計（円） |
|------|-------|-----------|-------------------------------|-------------------|
| | ③事業内容 | | ⑤の合計（円） | ⑥の合計（円） |
| | | | 0 | 0 |

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） (円)
 ②地域公益事業 (円)
 ③公益事業 (円)
 ④合計額（①+②+③） (円)
 (4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

| | |
|----------|-----|
| ☑事業報告 | 1 有 |
| ☑財産目録 | 1 有 |
| ☑事業計画書 | 1 有 |
| ☑第三者評価結果 | 1 有 |
| ☑苦情処理結果 | 1 有 |
| ☑監事監査結果 | 1 有 |
| ☑附属明細書 | 1 有 |

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)
 ②施設・設備に係る公費 (円)
 ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

| | | |
|---------|-----|---------|
| 施設名 | 3/4 | 直近の受審年度 |
| 救護施設丸山荘 | | 2022 |

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

| | |
|---------------------|---|
| ① 実施者の区分 | |
| ② 実施者の氏名（法人の場合は法人名） | |
| ③ 業務内容 | |
| ④ 費用〔年額〕（円） | 0 |

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

| | |
|------------------|---|
| ① 所轄庁から求められた改善事項 | 無 |
| ② 実施した改善内容 | 無 |

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

| | |
|---|-----|
| ① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入 | 1 有 |
| ② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入 | 2 無 |
| ③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入 | 2 無 |
| ④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入 | 1 有 |
| ⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●） | |
| ⑥ 法人独自で退職手当制度を整備 | 2 無 |
| ⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない | 2 無 |

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称